

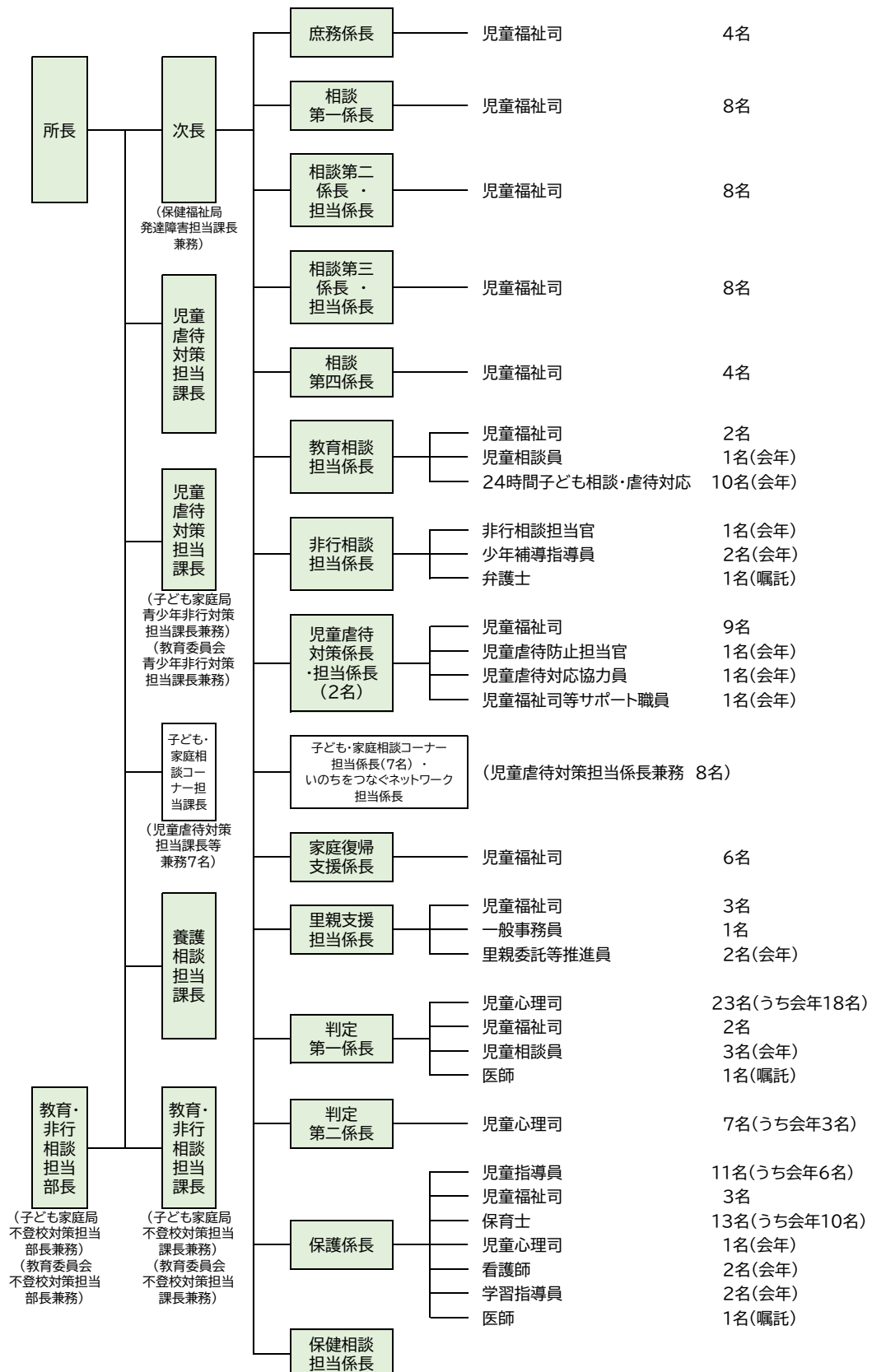
2 北九州市の体制(第4条・第10条・第11条関係)

(1)人材の確保及び拡充(第4条第3項、第10条、第11条)

ア 子ども総合センター(児童相談所)の組織、構成

(令和6年4月25日現在)

総数 182名〔うち正規職員115名(含兼務15名)、会計年度職員64名、嘱託医2名、嘱託弁護士1名〕



① 児童福祉司の体制強化の状況

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司配置人数	70人	70人	74人

② 民間の活用

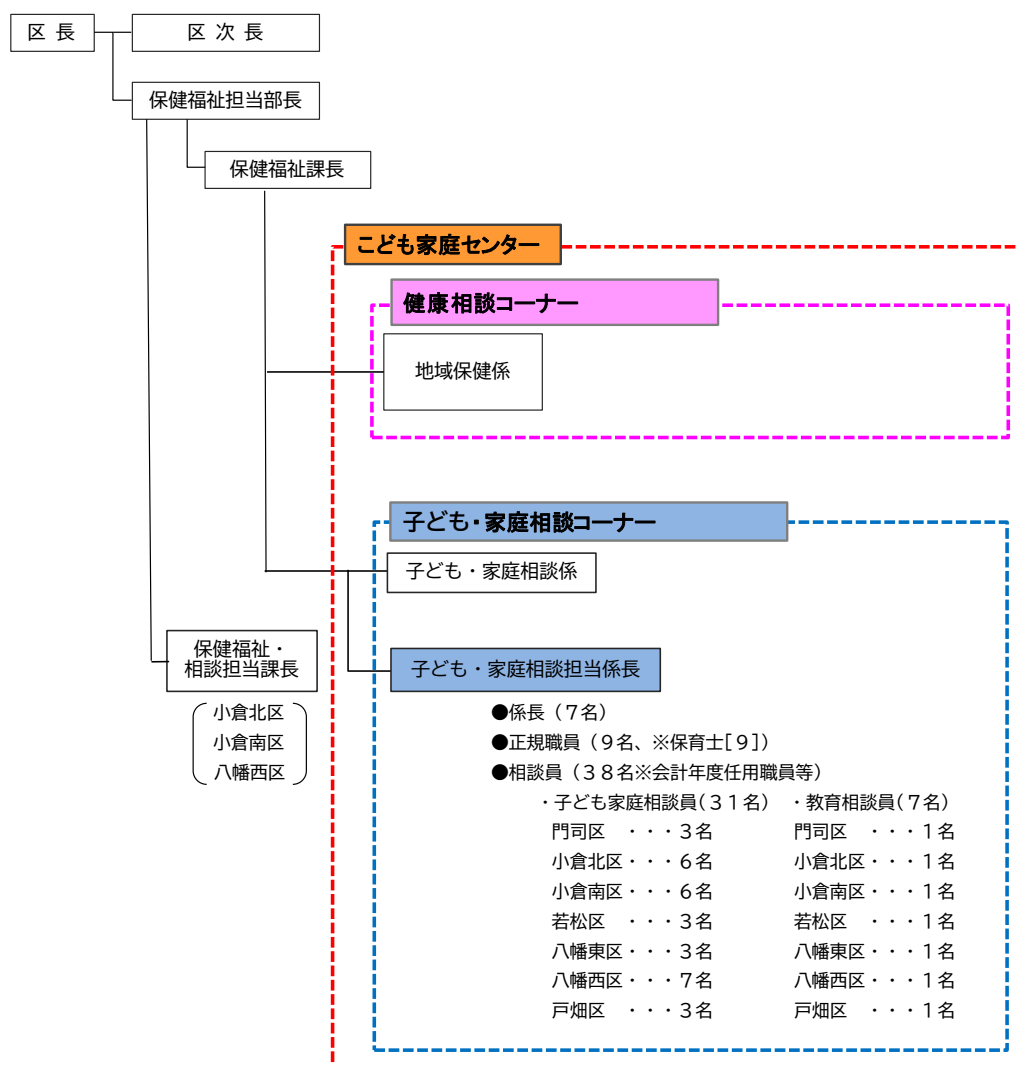
令和2年7月から、夜間の泣き声通告に対する児童の安全確認等、比較的軽度な事案の対応を民間委託することで、子ども総合センターの職員が重篤な案件に重点的に対応することができるようになりました。

区 分	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
民間委託による訪問調査件数	131 件	156 件	152 件

イ 区役所子ども・家庭相談コーナーの組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。

(令和6年11月1日現在)



ウ 子ども家庭局子育て支援課の組織

平成31年4月、「北九州市子どもを虐待から守る条例」を周知し、児童虐待防止について広報、啓発するため、子育て支援課に、児童虐待防止担当ラインを設置し、研修、講座の開催、出前講演の実施、児童虐待防止推進月間の取組など市民向けの広報・啓発等を実施しました。

(2)専門的な職員の育成(第4条第3項、第10条、第11条)

ア 職員研修

児童虐待対応に携わる専門職員を育成するため、職員研修を実施しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実施回数	実施回数	実施回数
子ども総合センター職員法律研修	12回	12回	12回
区職員研修	11回	11回	11回

イ 法定研修

平成28年児童福祉法改正により義務付けられた、各種研修を実施又は受講しました。

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童福祉司任用後研修修了人数	18人	24人	21人
児童福祉司スーパーバイザー研修修了人数	6人	4人	5人
調整担当者研修修了人数	3人	3人	2人